

「転用」を認定する場合、効果も含んでいるので、「効果」について別個の判断をしない場合が多いようです。

1. 平成26年（行ケ）第10131号事件

引用刊行物3に接した当業者であれば、塗布部におけるこのような様々な形状は、上記の構造（材質）に特有のものではなく、他の弾性を有する構造（材質）の塗布具に対して転用可能であることを容易に理解することができる。

2. 平成25年（行ケ）第10128号事件

原告は、本件発明1の「ループパイル保持体」及び「ループパイルを形成するループパイル形成糸」と、引用発明の「パイルマット中間物」及び「ループ部Rを形成するモール糸M」とは、材料と完成品の関係にあるから技術分野が共通し、しかも甲1（【0021】図3）に記載されたマットも足拭用パイルマットとして用いることができるものであり、機能・作用が共通するから、当業者がこれを足拭用マットに転用することは、容易に想到することができたものである旨主張する。しかしながら、前記のとおり、甲1には、上記「パイルマット中間物」に基づき、相違点1に係る本件発明1の「ループパイル」を備えた「ループパイル保持体」の構成を採用することの動機付けや示唆はない。本件発明1の「ループパイル保持体」及び「ループパイルを形成するループパイル形成糸」と、引用発明の「パイルマット中間物」及び「ループ部Rを形成するモール糸M」とが、材料（パイルマット中間物）と完成品（ループパイル保持体）の関係にあるとしても、このような完成品を製造するためには、撚り合わせなどその後の製造工程が必要となるのであり、甲1には、「パイルマット中間物」について、その後の行程を経て「ループパイル」を備えた「ループパイル保持体」とするための構成が記載されていない以上、当業者において、引用発明の「パイルマット中間物」及び「ループ部Rを形成

するモール糸M」を本件発明1の「ループパイル保持体」及び「ループパイルを形成するループパイル形成糸」に転用することが、容易に想到し得ることであったということはない。

3. 平成24年（行ケ）第10111号事件

被告は、甲1発明について、要旨、次のとおり主張する。すなわち、CRシステムとFPDシステムとでは、システムの動作原理の違いにより、反射層の機能及び要求特性は大きく相違し、特に、CRシステムでは、赤色波長の反射が制限されているのに対して、FPDシステムでは、波長による反射の制御は必要とされず、シンチレータの発光光を反射することが要求されるものである。したがって、赤色波長の反射を制限するCRシステムの反射層を、FPDシステムの反射層にそのまま転用することは適切でなく、このことは当業者であれば認識されている事項である。本件発明は、FPDシステムがその前提となっているものである。これに対し、甲第1号証の図10で示されている「選択的反射層13」は、その機能及びパネル内での層の配置から、一般のCRシステムにおける反射層に該当するから、甲第1号証記載の放射線画像形成材料は、CRシステムにおける反射層をも有するものである。したがって、甲第1号証の反射層を本件発明の反射層として用いても機能しない。

4. 平成23年（行ケ）第10408号事件

一見すると両者の構成には差異があるように見えるが、その機序を検討すると、引用発明では、前方アーム部32（第2アーム部62）の回動が独立した駆動軸48の回動に基いて行われるのに対して、引用刊行物2記載事項では、第2アーム部62（前方アーム部32）の回動が、第1アームの回動に基いて行われるにすぎず、単に回動のための動力を伝達する径路が相違するだけのものであって、前方アーム部32（第2アーム部

6 2) の回動の方向は、両者を相対的にみれば、上部アーム 3 1 (第 1 アーム) の回動方向と逆になるという点で差異はない。そうすると、R 移動をさせる際に、引用発明では、駆動軸 4 6 と駆動軸 4 8 が逆転することとなる一方、引用刊行物 2 記載事項では、第 2 回転出力軸 4 のみが回転するのは、単に動力を伝達する径路の相違に基づくものであるといえる。そして、伝動装置において、回転動作や回転力を伝達するに当り、入力される回転動作等と、出力される回転動作等を決定すれば、その間の動力伝達機構に任意の機構を選択して設計することは、当業者の技術常識であるから、機序に実質的な差異のない引用発明と引用刊行物 2 記載事項との間で、動力伝達機構の構造を転用することには、何ら技術上の妨げはない。

5. 平成 2 4 年 (行ケ) 第 1 0 0 2 3 号事件

引用例 1 においても、直線切りカッターに代えて円切りカッターを採用することが記載されているように (前記 2 (1) ウ) , 関連する技術分野に置換可能な公知又は周知の技術手段があるときは、当業者であれば、その技術手段の転用を試みるものである。よって、路面の切断作業をする際に、カッターを公知又は周知の異なる種類のものに変更しようとすることも、当業者であれば容易に着想することができるものといえることができる。

6. 平成 8 年 (行ケ) 第 2 6 2 号事件

「・・・オフセット印刷機のブランケットシリンダの洗浄装置では、洗浄時間の短縮を図ることが技術課題の一つとされており、洗浄布帛をブランケットシリンダに接触・離脱させる方式が上記課題の解決に有効であることが知られていたことが認められる。

・・・甲第 1 号証記載のものと甲第 2 号証記載のものとは、印刷装置のシリンダの洗浄を布帛を押圧して行うものである点で共通し、甲第 1 号証のカム機構も甲第 2 号証の

膨張部材も、布帛をシリンダに接触・離反移動させる作用のために設けられている点で異なることはないのであるから、甲第1号証のカム機構に代えて、押圧手段として甲第2号証の膨張部材を転用することの背景は存在するといえることができる。」

7. 東京高裁平成7年（行ケ）第5号事件

鋸刃の厚みは鋸刃の刃長さによって種々異なることは普通であり、替え刃式鋸において厚みの異なる鋸刃を交換して使用する技術的課題自体は、引用発明1に接した当業者であれば容易に予測できる。また、引用発明4～7の挟持手段はナイフ等の厚みが異なっても弾性により挟持力で挟持できることは明らかであり、その構造自体が種々の厚みの刃物に対応して挟持させる技術思想のもとに製作されていると認められるので引用発明4～7の技術思想は厚みの異なる刃物を交換使用する点で本願考案の技術的課題と共通している。従って、引用発明1の鋸刃の構成に引用発明4～7の構成を転用することは当業者が極めて容易に着想することが可能というべきである。

8. 東京高裁平成8年（行ケ）第103号事件

引用発明の打止解除装置はパチンコゲーム機に関するものであるが、これを、同じ遊技ゲーム機であり、計数対象がパチンコ玉かメダルかという差異はあるもののその所定数を計数してスロットマシンを停止する打止装置を有するスロットマシンに転用することは、容易に着想し得るものであると認められる。技術の転用の容易性は、ある技術分野に属する当業者が技術開発を行うに当たり、技術的観点からみて類似する他の技術分野に属する技術を転用することを容易に着想することができるか否かの観点から判断されるべきところ、この観点からは、パチンコゲーム機の技術をスロットマシンの技術に転用することは容易に着想できると認められる。